

令和2年7月31日
みどり33推進担当部
公園緑地課

駐輪場屋根損壊事故に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和元年9月9日(月)未明
(天候:雨及び強風)

(2) 発生場所 [redacted] 公園
[redacted]

(3) 相手方

乙 [redacted]
[redacted]

(4) 事故内容

世田谷区(以下「甲」という)が管理する [redacted]
[redacted]公園の樹木(サクラ高さ約15m)の太枝(直径
約20cm)が、台風15号の強風の影響により折
れ、乙のマンション駐輪場屋根に落下し、屋根の一
部を損壊させた。

(5) 損傷の程度

乙 マンション駐輪場屋根一部損壊

2 損害賠償額

873,400円

3 専決処分日

令和2年7月20日